

# 北海道web創業塾

## 事業形態

講師

小谷行政書士事務所  
こたに あきら  
所長 小谷 聖氏

北海道／公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

### (1) 事業形態の選択 I

- 個人創業の場合、会社設立の場合(比較)

	個人事業	会社
創業手続き	簡単	複雑
創業期間	短い	長い
創業費用	安い	高い
事業に対する責任	無限責任	(原則)有限責任
信用力	低い	高い
経理事務処理	易しい	難しい
所得	事業所得	給与所得
健康保険・年金	国民健康保険・国民年金	健康保険・厚生年金
交際費	全額損金	一部は課税
課税	赤字ならゼロ	赤字でも法人住民税課税

## (1) 事業形態の選択Ⅱ-①

- 会社法に基づく会社の種類
  - …株式会社、合名会社、合資会社、合同会社  
(日本版LLC)
- その他
  - \* 有限責任事業組合(日本版LLP)  
～有限責任事業組合契約に関する法律
  - \* 特定非営利活動法人(NPO法人)  
～特定非営利活動促進法

## (1) 事業形態の選択Ⅱ-②

- その他(つづき)
  - \* 企業組合  
～中小企業等共同組合法
  - \* 民法上の組合

### (1) 事業形態の選択Ⅱ-③

- 直接責任と間接責任
  - \* 直接=債権者に対し“直接”
  - \* 間接=債権者に対し“間接”(会社に対する責任)
- 有限責任と無限責任
  - \* 負債総額の全額責任を負う ⇒ 無限責任
  - \* 出資の範囲でしか責任を負わない ⇒ 有限責任
- 「社員」=出資者(株式会社では株主)

### (1) 事業形態の選択Ⅲ-①

- NPO法人(Non Profit Organization)
  - \* 根拠法;特定非営利活動促進法
  - \* 特徴 ;①民間で、②公益に資するサービスを提供する、③営利を目的としない  
④団体
  - \* 10人以上の社員(議決権を持つ会員)
  - \* 役員として理事3人、監事1人以上
  - ※所轄庁の認証

## (1) 事業形態の選択Ⅲ-②

### ・ 企業組合

- \* 根拠法; 中小企業等共同組合法
- \* 特徴 ; 個人(事業者、勤労者、主婦、学生など)**4人以上**が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織
- \* 理事、監事の人数はNPO法人と同じ
- \* 出資者の1/2以上は仕事に従事(従事比率)
- \* 従業員の1/3以上は出資者(組合員比率)
- ※所轄庁の認可

## (1) 事業形態の選択Ⅳ

	株式会社	合同会社	合名会社	合資会社
出資者	1人以上	1人以上	1人以上(法改正により可)	2人以上
出資者責任	間接有限責任	直接有限責任	直接無限責任	直接無限責任 直接有限責任
業務執行	株主は原則、経営には直接参加しない(所有と経営の分離)	社員は原則、業務執行権を有するが定款や社員全員の同意で一部の社員に限定可	各社員は原則、代表権及び業務執行権を持つ	無限責任社員は合名会社同様。有限責任社員は原則、代表権・業務執行権持たず
決算公告	必要	不要	不要	不要
強制規定	法規規制	定款・社内規	定款・社内規	定款・社内規
利益分配	出資額に比例	自由	自由	自由

## (1) 事業形態の選択Ⅳ(つづき)

	株式会社	合同会社	合名会社	合資会社
機関設計	株主総会、1名以上の取締役。	機関設計規定なし。業務執行社員の過半数で意思決定。	機関設計規定なし。業務執行社員の過半数で意思決定。	機関設計規定なし。業務執行社員の過半数で意思決定。
役員の任期	最長10年(役員改選義務あり)	なし	なし	なし
株式公開	できる	できない	できない	できない
費用① (定款認証)	定款認証 50,000円 印紙税 40,000円	印紙税 40,000円	印紙税 40,000円	印紙税 40,000円
費用② (設立登記)	登録免許税 150,000円	登録免許税 60,000円	登録免許税 60,000円	登録免許税 60,000円

## (2) 法人設立(開業)手続きⅠ

例) 取締役会非設置会社、発起設立

基本事項の  
決定

- 事業目的、本店所在地、商号、(※)機関設計
- 資本金、出資割合、決算日、会社役員 ……これらを決定

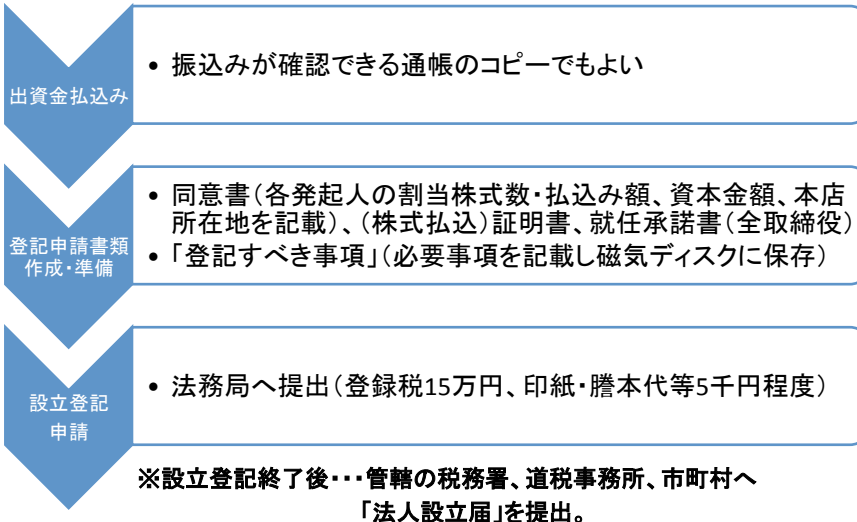
定款の作成・  
認証

- 定款の作成 ~ 発起人が押印
- 公証人役場で定款の認証を受ける
- 定款印紙代4万円(電子定款の場合不要)、定款認証代5万円

会社実印の  
作成

- 会社を代表する実印の作成⇒設立登記(法務局)申請に使用
- 大きさ=直径1cm以上3cm未満

## (2) 法人設立(開業)手続きⅡ



## (3) 各種許認可手続きⅠ

### 【飲食店開業のケース】

業種	届出	対象	主務官公署
飲食店・喫茶店	食品営業許可申請	全店舗	保健所
	個人事業の開廃業等届出	個人で開業する場合	税務署
	防火管理者選任届	建物や建物の一部を新たに使い始める場合	消防署
	火を使用する設備等の設置届	火を使用する設備を設置する場合	
	深夜酒類提供飲食店営業開始届出書	深夜12時以降もお酒を提供する場合	警察署
	風俗営業許可申請	客に接待行為を行う場合(スナックなど)	
	労災保険加入手続	従業員を雇う場合	労働基準監督署
	雇用保険加入手続		公共職業安定所
社会保険加入手続	法人=強制、個人=任意	社会保険事務所	

### (3) 各種許認可手続き

#### 【主な必要業種(1)】

業種	区分	根拠法	主務官公署
建設業	許可	建設業法	国土交通大臣または都道府県知事
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律	経済産業大臣または都道府県知事
建築士事務所	登録	建築士法	都道府県知事
測量業	登録	測量法	国土交通大臣
酒類販売業	免許	酒税法	税務署長
古物営業	許可	古物営業法	都道府県公安委員会
食料品販売業	許可	食品衛生法	都道府県知事(市長)
医薬品販売業	許可	薬事法	都道府県知事
旅館業	許可	旅館業法	都道府県知事または市長

### (3) 各種許認可手続き

#### 【主な必要業種(2)】

業種	区分	根拠法	主務官公署
食料品製造業	許可	食品衛生法	都道府県知事(市長)
酒類製造業	免許	酒税法	税務署長
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	許可	薬事法	厚生労働大臣(都道府県知事)
保育所	認可等	児童福祉法	都道府県知事、政令指定都市または中核市市長
自動車分解整備業	認証	道路運送車両法	地方運輸局長